

令和5年2月15日

広陵町長 山村吉由 様

広陵町特別職報酬等審議会
会長 米岡秀真

広陵町特別職の給料の額について（答申）

令和4年10月4日付広秘人第70号にて諮問があった下記事項につきまして、慎重審議の結果、次のとおり答申します。

記

諮問事項

「町長、副町長及び教育長の給料の額について」

1 答申

町長、副町長及び教育長の給料の額については、現状維持とする。

2 審議会開催状況

第1回審議会 令和4年10月4日

第2回審議会 令和4年11月1日

第3回審議会 令和4年12月6日

3 審議経過

令和4年10月4日、「町長、副町長及び教育長（以下「特別職」という。）の給料の額について」意見を求められ、3回にわたり広陵町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を開催した。

審議にあたっては各種資料に基づき、類似団体等の状況を比較検討し、社会経済情勢や本町の財政状況等を考慮のうえ、各分野の専門的視点から、慎重に審議を行った。

4 審議内容

(1) 現行の額について

平成30年7月1日、町長の2期目の就任に伴い開催された平成29年度審議会の答申を受けて特別職の給料月額を改正し、町長の給料月額は814,000円から840,000円に、副町長の給料月額は671,000円から692,000円に、教育長の給料月額は594,000円から613,000円に増額された。

ただし、経過措置として、現に在職する者については、改正前の給料月額を適用するとし、令和3年7月、町長の3期目就任時には、町長及び副町長については改めて改正前の額（町長814,000円、副町長671,000円）を適用するとした。

このため現在、「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」及び「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」本則に規定されている給料月額（以下、「条例上の額」という。）は、町長840,000円、副町長692,000円、教育長613,000円であり、附則に規定されている給料月額（以下、「実支給額」という。）は、町長814,000円、副町長671,000円となっている。

このように、町長及び副町長の「条例上の額」と「実支給額」が異なるという状況が生じていることを踏まえ、本審議会では「条例上の額」について審議を行ったものである。

(2) 類似団体との比較

総務省設定の全国類似団体において本町が属しているV-2（人口20,000人以上、2次・3次の産業構造が80%以上）の各団体の状況に着目して、下記(ア)～(エ)の範囲における町長の給料月額の平均と本町の町長の給料月額との比較を行った。

(ア) V-2全ての団体 98団体

平均額 798,000円

(イ) V-2のうち人口3万～4万人の団体 36団体

平均額 816,000円

(ウ) 県内のV-2の団体 7団体

（河合町はIV-2の区分であるが同じ北葛城郡であるため含めている。）

平均額 832,000円

(エ) V-2のうちラスパイレス指数(※1)が本町と似通った団体 19団体

（令和2年度ラスパイレス指数が97～98の団体）

平均額 802,000円

本町の町長の給料月額840,000円は、上記のいずれの平均額も上回っており、副町長及び教育長についても町長と同様の結果となっている。

(※1) ラスパイレス指数とは、国家公務員の職員構成をもとに、学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員の給与を基準とした場合の地方公務員の給与水準の高低を示した指数である。この指数値が100であれば、国家公務員の給与水準と同水準であるとみなされる。

(3) 本町の一般職職員との均衡

一般職の職員の給与水準はラスパイレス指数の値として示されるが、上記(エ)のとおり、本町とラスパイレス指数が似通った団体の平均額との比較においては、本町の町長の給料月額が上回っている。このことから、本町の一般職職員との均衡という観点においても、特別職の給料の額は比較的高めに位置していると考えられる。

(4) 社会経済情勢の動向

一方で、内閣府が発表した令和4年10月の月例経済報告によると、景気の基調判断を、「景気は、緩やかに持ち直している。」とし、先行きについては、「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

このような中で、政府は、「足下の物価高への対応に全力をもって当たり、日本経済を必ず再生させる。このため、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とし、世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、経済情勢の変化に切れ目なく対応し、「新しい資本主義」を前に進めるための総合経済対策を策定する。」としている。

以上のように、社会経済情勢については、政府が「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」に重点を置いた政策を進めているところでもある。

(5) 本町の財政状況

令和3年度決算における本町の財政状況は、歳入については町税収入の伸びが前年度から微増、地方交付税が追加交付による影響で増加となり、歳出については社会保障関係費の増大による扶助費の増加をはじめとして、ほとんどの性質別区分において増加となった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、91.5%と前年度より3.0ポイント回復し、地方債については、さわやかホール建設に伴う借入償還の終了によって地方債残高は普通会計で約110億円となり、昨年度から約8,100万円減少している。ただし、今後、本町ではごみ処理関係施設等の大型事業や公共施設等の老朽化による更新や修繕事業等が控えており、将来にわたって多額の債務を抱える見込みである。

また、少子高齢化対策に伴い社会保障関連経費が伸びている中で、実質単年度収支は令和元年度及び令和2年度と2年連続で赤字であったが、令和3年度は普通交付税の追加交付等によって黒字となっている。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大及びその影響は継続しており、加えて原油価格や物価の高騰、急激な円安などを背景とした企業収益の悪化が懸念される。

このように、令和3年度決算における各財政関係指標は比較的良好な数値となっているものの、今後の財政環境は引き続き注視すべき状況にある。

5 総括

本審議会では、町長から諮問のあった特別職の給料の額について、上述のとおり類似団体との比較、本町の一般職職員との均衡、社会経済情勢の動向及び本町の財政状況等様々な要因を総合的に精査検証した結果、現状維持とするとの結論に至ったものである。

類似団体との比較及び本町一般職の職員との均衡において、いずれも本町の特別職の給料の額は平均値を上回っていることを客観的指標により状況を確認した上で、このことから少なくとも引上げを行うことは好ましくないと判断した。

一方で、社会経済情勢は、政府が「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」に重点を置いた政策を進めているところである。また、本町を取り巻く状況については、令和3年度決算における各財政関係指標は比較的良好な数値となっているものの、今後の財政運営については引き続き注視すべきである。

これらを総合的に踏まえた上で、今回の答申では特別職の給料の額の引下げの答申については見送ることとなった。なお、特別職の給料の額の引下げについて、特別職の給料額の高低は地域に対するメッセージ性もあり、町内企業における賃金のあり方への影響を危惧する意見もあった。

以上を総合的に勘案した結果、本町の特別職の給料の額は引下げを行わず、現状維持とするとの結論に至り、本審議会の答申とするものである。

6 おわりに

本審議会においては、本町の特別職の給料の額は引下げを行わず現状維持とするとの結論に至ったものである。しかし、本町の特別職の給料の額は類似団体の各平均値を上回っていることが客観的指標により確認されていることから、今後も他の自治体の状況を注視し、引き続き検討課題とする必要はある。